

# 令和 8 年度 浪岡地区移住体験モニター事業実施要綱

## (目的)

第 1 条 この要綱は、浪岡地区移住・定住促進協議会（以下「協議会」という。）が、青森市以外に居住する者で、青森市浪岡地区（以下「浪岡」という。）での移住体験を希望するものに対して行う移住体験モニター事業（以下「事業」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

## (施設)

第 2 条 事業の実施施設（移住体験施設 以下「施設」という。）は、次のとおりとする。

所在地 青森市浪岡大字浪岡字平野 30 番地 14

施設名称 浪岡家 NAMIOKAYA

構造等 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 延床面積 161.19 m<sup>2</sup> 敷地面積 227.49 m<sup>2</sup>

## (事業実施期間及び利用回数)

第 3 条 事業の実施期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、会長が別に定める休館期間を除く。

2 事業における移住体験期間は 1 泊 2 日以上 5 泊 6 日まで（8 月 1 日から 8 月 20 日までの期間においては 2 泊）を限度とする。ただし、協議会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた場合はこの限りでない。

3 同一者の年度内の施設の利用は 2 回までとする。ただし、会長が必要と認めた場合はこの限りでない。

## (参加要件等)

第 4 条 事業への参加は、数年以内の地方移住を検討している者に限る。

2 1 回の移住体験人数は 1 名から 4 名までとし、原則 1 日 1 組限定とする。ただし、会長が必要と認めた場合はこの限りでない。

## (移住体験申込み)

第 5 条 本事業への参加希望者は、移住体験を希望する日（滞在希望期間の最初の日）の 14 日前までに、会長へ移住体験申込書（様式第 1 号）の提出又は申込フォームへの入力により申込みするものとする。

2 前項の申込みは、青森県外に居住する者に限定する。ただし、青森県内在住者でも浪岡への転居を検討し、空き物件等の視察を行う場合は 1 泊を上限に申込みできるものとする。

## (移住体験の決定)

第 6 条 会長は、前条の申込みを受けたときは、当該年度の予算範囲内で利用の可否を決定し、申込者へ通知するものとする。

## (地域交流体験への参加)

第 7 条 移住体験者が、浪岡への理解を深めるため、地域交流体験プログラムへの参加を希望した場合、1 項目を選択し体験できるものとする。

## (事業への協力)

第 8 条 移住体験者は、移住体験終了後 7 日以内に、事後アンケートを指定フォームへの入力

により事務局に提出するものとする。

(費用負担)

第9条 移住体験に要する経費のうち、移住体験者及び協議会それぞれの負担は次のとおりとする。

移住体験者

- イ. 居住地と施設間の往復交通費、その他移動に要する交通費
- ロ. 移住体験期間中の食事代、その他施設外で要する経費
- ハ. 寝具のレンタル料（各施設に設置されている寝具以外を借用した場合）

協議会

- イ. 施設の借上げ料（光熱水費含む）
  - ロ. 消耗資材の購入・設置
  - ハ. 移住体験者への地区内案内等
  - ニ. 地域交流体験プログラムに要する費用（視察・体験に係る観光施設等入場料を含む）
  - ホ. 別に企画する交流体験プログラム費用
- 2 協議会は、当該年度の予算範囲内で、移住体験者が事業参加中に青森市内でレンタカーを借用した場合に、その借上げ料（1組上限5千円/日、1組最大3日分まで）を移住体験者に助成するものとする。
- 3 参加者は、レンタカー借上料の支払額を証明する領収書等(写)を添えて、協議会指定の請求書(様式第2号)により、協議会に助成金を請求するものとする。
- 4 協議会は請求内容を確認し、不備がなければ前号の請求の日から14日以内に、参加者に助成金を支払うものとする。

(施設の利用時間)

第10条 施設の利用時間については、移住体験初日は午後2時からとし、移住体験最終日は午前10時までとする。ただし会長が必要と認めた場合はこの限りでない。

(移住体験者の遵守事項)

- 第11条 移住体験者は、施設の利用に当たって次に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 許可を受けた以外の目的で使用しないこと。
  - (2) 他の団体や個人に転貸しないこと。
  - (3) 利用後の施設内の清掃及び整理整頓に努めること。
  - (4) ごみは会長の指示に従い、所定の場所に処理すること。
  - (5) 施設の建物及び資機材等を損傷するおそれのある行為をしないこと。
  - (6) 火災、盗難、事故の防止に努めること。
  - (7) 施設内での営業、販売、勧誘又はこれらに類する活動をしないこと。
  - (8) 施設内で宗教又は政治に関する活動をしないこと。
  - (9) 施設内では喫煙しないこと。
  - (10) 自家用車等を駐車する場合は、会長が指定する場所に駐車すること。
  - (11) 付近住民の迷惑となるような行為をしないこと。
- 2 前項各号に掲げる事項を遵守しなかった場合は、会長は施設の利用許可を取り消すことができる。

(損害賠償)

第12条 移住体験者は、自己の責めに帰すべき理由により、施設の建物及び資機材等を損傷

し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和8年3月19日から施行する。